

奈良県告示第二百二十二号

平成七年三月奈良県告示第五百八十八号（かいでない出先その他の機関の会計事務の委任）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十日から施行する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表吉野保健所の項を削る。